

議案第29号

石川県教育職員免許法令施行細則の一部改正について

1 提案理由

教育職員免許法の改正に伴い、幼稚園教諭免許状に係る所要資格の特例の適用を受ける者の教育職員検定の出願について、関係規定の整備を行うため

2 根拠法令

教育職員免許法

3 改正内容

幼稚園教諭免許状に係る所要資格の特例の適用を受ける者が教育職員検定を受けようとする際の提出書類を追加する。

概要は2頁のとおり

4 改正案

3頁～7頁のとおり

5 施行年月日

公布の日

改正の概要

1 幼稚園教諭免許状に係る所要資格の特例の適用を受ける者の教育職員検定の出願書類について

教育職員免許法の改正に伴い、幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例の適用を受ける者が教育職員検定を受けようとする際の提出書類について改正する。この特例は、幼稚園教諭免許状を取得しようとする者が、保育士として一定以上の勤務経験を有する場合、必要な単位を軽減するものである。

改正案

- ・「実務に関する証明書」の様式を追加する。(第13条第1項第4号)
- ・出願書類に、保育士証の写し等を追加する。(第13条第8項)

2 施行年月日

公布の日

改正案

現行

<p>（普通免許状の教育職員検定の出願） 第十三条 略 一 三 略 四 実務に関する証明書（様式第四号、様式第七号、様式第七号の二又は様式第七号の四） 五 十一 略</p>	<p>（普通免許状の教育職員検定の出願） 第十三条 略 一 三 略 四 実務に関する証明書（様式第四号、様式第七号又は様式第七号の二） 五 十一 略</p>
<p>2 5 7 略</p> <p>8 免許法附則第十九項の規定の適用を受ける者にあつては、第一項各号に掲げる書類のほか、学士の学位を有することの証明書（幼稚園教諭一種免許状の授与を受けようとする者に限る。）及び保育士証の写しを提出しなければならない。</p>	<p>2 5 7 略</p>
<p>様式 様式第一号 様式第七号の三 略 様式第七号の四（第十三条関係）</p>	<p>様式 様式第一号 様式第七号の三 略</p>

様式第7号の4(第13条関係)

実務に関する証明書

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏名
年 月 日生

2. 良好な成績で勤務した期間等

長期の休暇期間については、在職年数として認められません。

勤務期間: 年 月 日から 年 月 日まで
実労働時間: 時間

3. 施設の概要

施設名:

認定子ども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記載をお願いします。

認可等年月日: 年 月 日

認可外保育施設の場合は、設立年月日を記入ください。

所在地:

電話番号:

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

平成 年 月 日

施設名

証明者

印

注 特例の対象として認められる勤務期間等(3年以上かつ4320時間以上)について、複数の施設における勤務期間等を合計する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書が必要になります。

改
正
案

現
行

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則（案）

石川県教育職員免許法令施行細則（昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第四号中「又は様式第七号の二」を「、様式第七号の二又は様式第七号の四」に改め、同条に次の一項を加える。

8 免許法附則第十九項の規定の適用を受ける者にあつては、第一項各号に掲げる書類のほか、学士の学位を有することの証明書（幼稚園教諭一種免許状の授与を受けようとする者に限る。）及び保育士証の写しを提出しなければならない。

様式第七号の三の次に次の一様式を加える。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

様式第7号の4(第13条関係)

実務に関する証明書

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏名
年 月 日生

2. 良好な成績で勤務した期間等

長期の休職期間については、在職年数として認められません。

勤務期間: 年 月 日から 年 月 日まで
実労働時間: 時間

3. 施設の概要

施設名:

認定子ども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記載をお願いします。

認可等年月日: 年 月 日

認可外保育施設の場合は、設立年月日を記入ください。

所在地:

電話番号:

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

平成 年 月 日

施設名

証明者

印

注 特例の対象として認められる勤務期間等(3年以上かつ4320時間以上)について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明登が必要になります。

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第 号